

不法投棄は
犯罪です

みんなでなくそう！ 不法投棄

5年以下の懲役又は 1000万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰されます。



わたしたちの街をごみ箱にしないで

三次市ポイ捨て等禁止条例

みだりにポイ捨てまたは不法投棄をしないで！

ペットの糞は適正に処理をしましょう！

他人の建物その他の工作物に落書きをしないで！

禁止区域に無許可の広告物を掲出しないで！

不法焼却はしないで！

この条例は、取締りを目的としたものではありませんが、特に悪質な行為があった場合は、指導・勧告・命令・公表及び罰則が適用されます。



心ない人たちによる空き缶・たばこなどのポイ捨て、山林や谷川などへの粗大ごみの投棄…。

今、私たちの生活環境は、散乱ごみで悪化の一途をたどっています。この散乱ごみは、環境の美化を損なうだけではなく、河川や地下水、土壤を汚染するなど、私たちの健康への影響を含む環境全体に重大な悪影響を及ぼします。

一度失われた環境を元に戻すには、多大な経費や労力と年月を要します。みんなで不法投棄に監視の目を向け、地球の環境を守りましょう。